

平成27年11月24日

釜石市議会議長 佐々木 義昭 様

会派名 公明党

報告者 細田孝子



会派視察調査報告書

当会派所属議員による視察調査を下記の通り実施しましたので報告致します。

1. 視察項目；道の駅の運営について

日 時 ; 平成27年11月9日(月) 10:30~11:30

相手方 ; 滋賀県高島市議会事務局 局長 橋本 武美

滋賀県高島市議会事務局 主任 川越 純

滋賀県高島市「道の駅 藤樹の里あどがわ」駅長 宮田 久泰

視察場所 ; 滋賀県高島市 道の駅 藤樹の里あどがわ

「研修内容」

高島市の道の駅「藤樹の里あどがわ」は、建設業を本業にフィットネスや通所施設など多角経営をしているオオヤマホールディング株式会社が2011年から指定管理を受託され管理運営にあたっている。当施設は主要道に面していて立地的に恵まれていてことから利用者数が多く、現在、年間利用者数10万人を目指し取り組んでいるが、26年度の利用者は、88万3千人である。道の駅の設置目標としては①地元産業の活性化および住民の福祉の向上②情報提供による地域間の交流促進③市内の産業振興と発展に寄与する事の3つを掲げ運営されて来ている。店舗面積は270.48m²で約82坪である。店への品物は高島市内の物産のみに限定し、野菜、果物、加工品、特産物、弁当等々約600種類を揃えている。例外的に一角には、近江商人と盛岡藩との交流が縁となって盛岡の物産も置かれていると伺った。また、出荷者の顔が見える、安心・安全な商品を出すことをモットーとし、農産品の品質管理にはJA西琵琶湖があたり売上高の3%が支払われている。課題としては、出荷者の高齢化、他施設との競合と差別化、販売台の効率的活用、野菜の午後からの品揃え、出荷者同士の交流、価格設定、季節感のある生産などをあげていた。



「所感」

道の駅の管理運営は当初、観光協会が委託料の支払いを受け、管理運営を行っていたが、その後、プレゼンテーションによって指定管理者を公募され、オオヤマホールディング㈱が受託者となる。指定管理から3年目には1億円を超える利益を上げ、行政からの委託料を受けず逆に行政に対してこれまで3千円を収めている。売り上げを伸ばすため、包装方法の工夫や出店品物の品質チェックなど厳しく管理をされ販売価格は他施設と比較すると高くなるものの消費者・利用者からは好評である。また、月に5回、年間60回程度、小さなイベントを企画し集客に努めている。結果、出荷者の中には年間売り上げが約1千万円を超える生産者もいるなど経営が成り立っているとの説明があった。

2. 視察項目；見守りネットワークについて

日 時 ; 平成27年11月9日(月) 13:30~15:00
相手方 ; 滋賀県高島市社会福祉協議会 係長 杉本 学士
視察場所 ; 滋賀県高島市社会福祉協議会 介護事業所

「研修内容」

たかしま流 見守りネットワークの特徴として①内容は自治会ごとのオーダーメード ②「見守り会議」で住民と専門職の協働（情報共有会議）③企業参加による重層的な見守りの三点により取り組まれている。

高島市内には204の自治会があり、内82自治会が現在見守りネットワーク活動をしている。また、地域福祉を推進する上で自治会の中に福祉推進委員会を設置した。現在では約9割の自治会の中に推進委員が配置されており、ボランティアでの見守り活動が行われている。内容は自治会ごとのオーダーメードという事だが、大別すると見守り訪問型と居場所強化型に分けられ、その地域にあった方法は何かを住民と専門職が定期的に相談し実施している。また、社協では、自治会の活動を後押しする方法の一つとして他自治会の成功体験を動画で紹介する活動もしている。

地域活動資金の財源については、ふれあいサロン事業には社協からの助成金があるが、その他の支援活動は公的資金ではなく、毎年年末に行われる赤い羽根募金の終了後、1月から3月までの期間、たかしま見守り募金として、改めて募金箱や郵便局の振込からの寄付、或いは市内企業による寄付付き工事の契約や百貨店による寄付付き商品の販売などを行って自主財源の確保に努めている。因みに、過去2年では、3ヶ月間で130万円が寄せられたとのことである。

「所感」

自治会長や民生委員とは別に各自治会に福祉推進委員を置き、自治会の見守り活動に大いに役立っている事が印象に残った。何らかの形でボランティア活動をしたいと思っていても出来ないという市民の方々の支援活動をするきっかけに繋がるのではないかと感じた。また、財源確保についても先駆的な取り組みであり、全て財源は行政頼みとするのではなく、知恵を出し合い取り組んでいる事に感銘を受ける。

2. 観察項目；食のまちづくりの推進について

6次産業化への取り組みについて

日 時 ; 平成27年11月10日(火) 9:30~12:00

相手方 ; 福井県小浜市議会 副議長 藤田 善平

福井県小浜市 食のまちづくり課 課長事務取扱 北野 紗子

福井県小浜市 食のまちづくり課 主幹 中田 典子

福井県小浜市 食のまちづくり課 主幹 吉岡 和広

福井県小浜市 商工観光課 主幹 遠藤 浩規

研修場所 ; 福井県小浜市 御食国若狭おばま食文化館 研修室

「研修内容」

小浜市は、飛鳥・奈良時代から天皇の食料を献上した御食国のひとつであり、その豊富な食材を提供してきた環境や歴史や文化を活かしたまちづくりを推進する為、住民と協働して2001年に食のまちづくり条例を制定している。条例の制定にあたっては、市民のアイディアが必要との考えから「食のまちづくり条例起草委員会」を設置し、基本構想を練る段階から市民参画で進めている。また、食のまちづくり課を新設し、食育専門員を配置するなど府内体制を整え、就学前や小中学校でのカリキュラムに食育を導入したり、地場産食材による学校給食を実施したりと地産地消の推進等にも取り組んでいる。

2003年には御食国若狭おばま食文化館をオープンし、館内にキッチン・スタジオを整備している。このような会館にキッチン・スタジオを整備するのは珍しいとのことだが利用率は高く、就学前の子供から高齢者（男性も含み）まで料理教室などを通じて「食」への関心を深める場として好評を得ている。

6次産業化については、平成23年度から「第5次小浜市総合計画」において、農林水産物の生産だけでなく、加工、販売、体験観光などと連携した高付加価値化や生産者の所得向上を目指して取り組むとしており、その一環として農商工連携を含む6次産業化を積極的に進めている。平成25年度には6次

産業化に取り組む際に利用できる支援策や取り組み事例を紹介する冊子を作成し市民に事業の推進を啓蒙している。取り組む上でのポイントは、フラッグシップモデルの排出や地域ブランドの向上により市内事業者への「やる気」を喚起させる事だとの説明があった。

「所感」

小浜市が「食」をキーワードにした街づくりへの取り組みの起源は、当時の市長の施政方針が契機との事。市長は、まちづくりに成功している地域に共通している事は「必ず、そこに在るもの、在ったもの、地域特有の歴史、文化、風土を大切にし、そこから出発している」ことであるとして、では、小浜市はと考えたときに「食」という結論になったとの事である。研修での説明を受けて小浜市は「食」を起点にした取り組みに徹しているという強い印象を受けた。特に、2~3歳児を対象にしたベビー・キッチンや市内の全年長児を対象にした義務食育、市内全小学校給食での校区内地場産学校給食の取り組みは衝撃を覚えた。

6次産業化については、本格的な支援を始めて2年程度との事だったが、成功事例も出始めている、来年2月には東京ビックサイトに出展する予定と聞き驚いた。同時に、生産者、専門家、担当課の三者が連携し、一つの商品に仕上げる難しさや、販路の確保と拡大と言う出口だという事を改めて知らされる。

1. 観察項目；住まいの給付金制度について

介護保険法第142条について

日 時 ; 平成27年11月11日（水） 13：30～15：00

相手方 ; 東京都千代田区参議院会館 山本かなえ事務所

東京都千代田区参議院会館 谷合正明事務所

研修場所 ; 山本かなえ事務所 谷合正明事務所

:

「研修内容」

介護保険法第142条（抜粋）には、「市町村は、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またその徴収を猶予することができる」とある。趣旨としては、保険料の徴収猶予、減免は、年度の途中に発生した特別事情に対して、被保険者の申請に基づき、市町村長が個々具体的にその負担能力を判断して行うものであり、他の被保険者との均衡を失しないよう、慎重に取り扱う必要があるとのことである。東日本大震災で被災し、防災集団移転事業など土地収用の対象になった被災者の一時収入の取り扱いに

について説明を受ける。

国土交通省の住まいの給付金制度は、住宅ローン減税の拡充と併せて、住宅取得者の消費税率引き上げによる負担増を緩和する事を目的とした制度である。新築、中古、住宅ローン利用、現金取得といづれの場合も対象になる。申請は、取得住宅を所有している人単位で行い、給付額は収入と取得住宅の持ち分割合に応じて決定する。現金取得の場合も利用可能だが追加要件には注意する必要がある。申請にあたっては、第三者機関の検査による一定の品質証明書が必要になる。申請期限は、建物の引き渡しから1年3ヶ月以内とされている。

「所感」

介護保険法第142条の取り扱いについては、遡及しての対応が困難な為今後も土地収用のための一時所得が発生する被災者に対しても減免措置をしないとの当市の対応に、被災者に寄り添った取り組みとは感じられないが、国に対しても、もっと早い段階で情報を提供して欲しかったと思う。また、補足給付の在り方については是非、国に於いて検討して下さることを願いたい。

住まいの給付金制度は、消費税の引き上げにより家の新築や購入を控えることへの緩和策として策定されたが、利用する際の手続きが複雑である。また、問い合わせについては有料ダイヤルであり、窓口での相談もあるが岩手県には一か所しかなく利用しにくい状況であると共に広く周知されていない。第三者機関からの証明書添付やその際に手数料が発生する事等、もっと利用しやすい制度に見直すべきだと思う。